

障がい学生支援について

京都光華大学大学院・京都光華大学・京都光華大学短期大学部では、2019年4月1日付で「京都光華大学障がい学生支援に関するガイドライン」を施行し、全学体制で支援しています。

京都光華大学障がい学生支援に関するガイドライン

2019年3月14日制定

2026年4月1日改定

(趣旨)

第1条 京都光華大学(京都光華大学大学院および京都光華大学短期大学部を含む、以下「本学」と総称する)は、本学の建学の精神および教育目標を踏まえ、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の理念に基づき、障がいの有無により分け隔てられることなく、互いに思いやりの心を持ち相互の人格と個性を尊重し、共に成長し合いながら本学における教育・研究およびその他の活動を行うため、障がい学生に対する支援方針・内容など必要事項を定める。

(基本方針)

第2条 本学の障がい学生支援に対する基本方針は以下のとおりである。

1. 修学機会の確保と質保証

障がい学生に対し他の学生と等しい修学機会を提供するとともに、障がい学生はもとより全ての学生に対し教育の質を保証する。

2. 全学的支援

障がい学生支援を全学的な取り組みとし、全ての教職員が関係部署や在学生と協力・連携し、適切な支援および合理的配慮を実践していく。

3. 個人の意思尊重と自立

支援に際しては、障がい学生個人の意思・選択を尊重する。また、当該学生の主体性をより育み、卒業後の自立と社会的活躍に結びつく支援を行う。

4. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」及び光華学園が定める「個人情報の保護に関する規程」に基づき、支援に際しては個人情報の保護を図る。

5. 関連法の遵守

支援内容の判断が困難な場合は、上記法および「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」などの関連法、規程および指針などを参考に決定する。

(対象と範囲)

第3条 本学における障がい学生とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む)がある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本

人または保護者が支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者をいう。ただし、障害者手帳の所持者に限るものではない。また、この対象者は本学に入学を希望する者および在籍する学生とし、留学生、科目等履修生、聴講生および研究生を含むものとする。

支援の範囲は、入試、入学から卒業・修了までの修学・学生生活および進路・キャリア支援などを対象とする。なお、障がいのある学生（または保護者）は入学前、入学後いずれの時期においても修学に必要な支援の要請、支援方法変更および相談を学生サポートセンター（学生支援担当）に申し出ることができる。ただし、保護者が支援申請しても当該学生がその支援を望まない場合は、当該学生の意思を尊重する。

（支援体制）

第4条 学生サポートセンター（学生支援担当）を中心として、障がい学生の所属学科（または研究科）・クラスアドバイザー・授業担当教員・保健室・学生相談室・関係部署および学生サポーターなどが緊密に連携・協働し、本ガイドラインに基づき支援と合理的配慮を行う。また、学生部長を通じ障がいの種類・程度により必要に応じ、当該学生（または保護者）の合意を得て、学内・外の専門機関（または専門家）に協力要請をする場合がある。

（支援活動）

第5条 障がい学生支援活動および活動方針は以下のとおりである。

1. 支援計画の策定と実施

障がい学生または保護者の支援申立（支援申請書提出 様式1）により、当該学生の教育的ニーズと意思を十分尊重したうえで、前述した支援体制のもと個別に支援方法・内容について協議し、支援計画書（様式2）を策定し、それに基づき実施する。

また、障がい学生または保護者から支援方法や内容の変更申立（支援変更申請書 様式3）に応じ、適宜・合理的に支援方法・内容を変更する。

なお、支援内容・方法の決定および変更に際しては学生生活委員会の承認を受けるものとする。なお、基本的な支援決定・実行までの流れを図1に示す。

2. 合意の形成

学生サポートセンター（学生支援担当）は、当該学生（または保護者）に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解と合意形成に基づき、それらを決定し、当該学生（または保護者）と本学の両方で合意書（様式4）を取り交わすものとする。

3. 同一基準による評価方法

全学生に対して同一基準で成績評価を行う。ただし、障がい学生に対しては、必要に応じて課題や試験に際して時間配分や方法など適切な工夫と配慮をおこなう。

(責務)

第6条 学長および教職員の責務は以下のとおりとする。

1. 学長の責務

学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい支援を推進するための具体的な方策を講じなければならない。

2. 教職員の責務

教職員は、本学の業務（教育・研究・事務など）を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい学生の権利利益を侵害してはならない。また、教職員は障がい学生に対し、障がいを理由とする差別の解消に関する以下の対応要領や留意事項などに精通・留意し、その啓蒙と実践に努めるものとする。

- ①文部科学省所管事業分野における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- ②大学などにおける障害のある学生への支援・配慮事例（日本学生支援機構）
- ③教職員のための障害学生修学支援ガイド（日本学生支援機構）

3. 秘密保持義務

教職員は、障がい学生支援に関わる者および係った者は、正当な理由なく障がいのある学生および障がい学生支援に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(紛争の解決)

第7条 障がい学生（または保護者）が、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供等を感じた場合、また支援内容やその決定過程に不服がある場合は、人権啓発センターに不服申し立てをすることができる。そのような不服申し立てがあった場合、人権啓発センターは審議・検討を行い、その適性化を図る。ただし、それにより不服・問題が解消しない場合は、人権啓発センター長の申請をうけ学長は紛争の解決のための第三者会議を招集する。

(教職員への研修・啓発)

第8条 障がい者差別解消の推進を図るため、教職員に対し研修・啓発を行うものとする。

(改廃)

第9条 本ガイドラインの改正は、学生生活委員会および運営委員会の議を経て、学長が行うものとする。

(その他)

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 このガイドラインは、2019年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインは、2026年4月1日から施行する。

なお、本ガイドラインで使用する用語の定義は以下のとおりである。

- *社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう～改正障害者基本法第2条の2～）
- *合理的配慮（障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。～障害者の権利に関する条約第2条～）

以 上

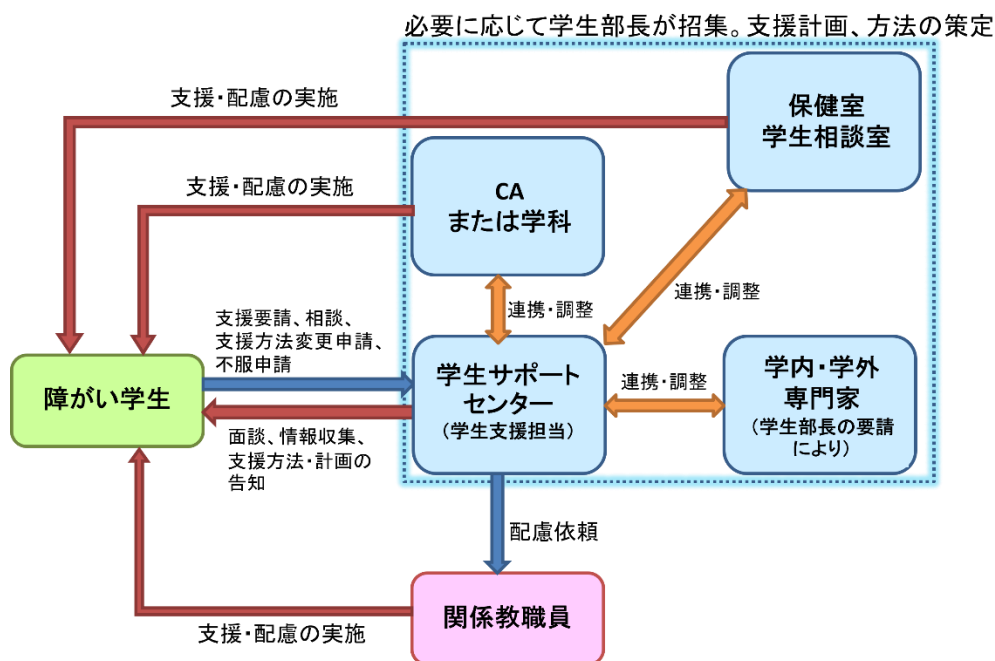


図1 京都光華大学(大学院・短期大学部)障がい学生支援体制

